

## 白河市認定こども園条例

### (設置)

第1条 小学校就学前の子どもに対し、教育及び保育を一体的に提供するとともに子育てを支援するため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。

### (名称、位置及び入園定員)

第2条 認定こども園の名称、位置及び入園定員は次のとおりとする。

名称	位置	入園定員
白河市表郷こども園	白河市表郷金山字長者久保2番地5	170人

### (休園日)

第3条 認定こども園の休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

### (開園時間)

第4条 認定こども園の開園時間は、午前7時30分から午後7時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

### (実施事業)

第5条 認定こども園は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第9条及び第10条に規定する教育及び保育
- (2) 法第2条第12項に規定する子育て支援事業
- (3) 白河市立幼稚園等預かり保育条例（平成17年条例第162号）に規定する預かり保育
- (4) その他市長が必要と認める事業

### (損害賠償)

第6条 故意又は過失により認定こども園の施設、附属設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示に従い、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 白河市表郷こども園の供用に関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行日前、現に白河市おもてごう保育園又は白河市立表郷幼稚園に在園している者は、施行日において白河市表郷こども園に入園したものとみなす。ただし、入園を希望しないものについてはこの限りでない。

(白河市保育園条例の一部改正)

- 4 白河市保育園条例(平成17年白河市条例第83号)の一部を次のように改正する。  
第2条の表中白河市おもてごう保育園の項を削る。

(白河市立幼稚園条例の一部改正)

- 5 白河市立幼稚園条例(平成17年白河市条例第161号)の一部を次のように改正する。

別表中白河市立表郷幼稚園の項を削る。

(白河市立幼稚園預かり保育条例の一部改正)

- 6 白河市立幼稚園預かり保育条例(平成17年白河市条例第162号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

白河市立幼稚園等預かり保育条例

第1条中「(以下「幼稚園」という。)」の次に「及び白河市認定こども園(以下「認定こども園」という。)」を加え、「において、幼稚園」の次に「及び認定こども園」を加える。

第3条第1項中「幼稚園」の次に「及び認定こども園」を加える。

第3条第2項中「幼稚園」の次に「及び認定こども園」を加える。

第6条本文中「事項は、」の次に「規則又は」を加える。

(白河市立幼稚園スクールバス使用料に関する条例の一部改正)

- 7 白河市立幼稚園スクールバス使用料に関する条例(平成17年白河市条例第164号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

白河市立幼稚園等スクールバス使用料に関する条例

第1条中「幼稚園」の次に「及び白河市認定こども園」を加える。

第2条の表中「白河市立表郷幼稚園」を「白河市表郷こども園」に改める。

(白河市白河文化交流館条例の一部改正)

- 8 白河市白河文化交流館条例(平成26年白河市条例第72号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「幼稚園」の次に「、認定こども園」を加える。